

東浦町耐震改修促進計画(案)

1 趣旨

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するために前計画の進捗状況の確認を行い上位計画との整合をはかり「東浦町耐震改修計画(案)」を作成しました。

2 目的及び背景

阪神・淡路大震災以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取り組みが進められており、東浦町(以下、「本町」という。)では、東海・東南海の連動地震における被害想定等を踏まえ、2007(平成19)年度に「東浦町耐震改修促進計画」(以下、「当初計画」という。)を策定し、2012(平成24)年度に計画の見直しによる改定、2014(平成26)年度には、法改正による一部改定を行い、住宅・建築物の耐震化や減災化の促進に取り組んできました。

このように耐震化を進めている中、近年においても、東北地方太平洋沖地震(2011(平成23)年3月)をはじめとし、大規模な地震が発生しています。

また、東海・東南海・南海の3連動地震、いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっており、本町においても住宅・建築物の耐震化は、喫緊の課題となっております。

これらを踏まえ、前計画の進捗状況の確認を行うとともに上位計画である愛知県の「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン2030―」(以下、「県計画」という。)等との整合を図りながら計画内容を検証し改定を行います。

3 実施機関の考え方

当初計画を策定してから、10年以上経過し本町において、耐震化は進展してきています。

しかし、近年の震災の状況からさらなる耐震化を進めていく必要があります。

そのため、愛知県と連携を図りながら、今後も、当該計画に基づき耐震化及び減災化を促進していきます。

4 概要

第1章「はじめに」では、計画改定の背景から計画の位置づけを示しています。

第2章「計画の基本的事項」では、対象区域、計画期間、対象建築物、耐震化の状況と目標を示しています。

第3章「耐震化及び減災化促進の基本的な方策」、第4章「耐震化促進」及び第5章「減災化促進」では、耐震化及び減災化に向けた取り組みなどを示しています。

第6章「計画達成に向けて」では、計画的な耐震改修や適切な見直しについて示しています。